

日本赤十字九州国際看護大学/Japanese Red Cross Kyushu International College of Nursing

法の枠の範囲を見極め、できうる実践の成果を

メタデータ	言語: ja 出版者: 日本フォレンジック看護学会 公開日: 2020-09-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳井, 圭子 メールアドレス: 所属:
URL	https://jrckicn.repo.nii.ac.jp/records/732

巻 頭 言

法の枠の範囲を見極め、できうる実践の成果を

柳井 圭子 日本赤十字九州国際看護大学

臨床看護師を経て、しばし法学の世界に飛び込み、そこで看護学とは異なる観点（まさに法的観点）から、生死について学ぶ機会を得た。人はいつから「人」となるのか、人はいつ「人」でなくなるのか、また人権とはなにか、看護者の義務はどこから生じているか等々、その答えと理由を見つけるべく文字で示された法律の条文と向き合いながら、文言どおりでなく解釈による広がり可能性と超えられない限界について、まさに格闘してきた。特に、現在話題と注目の的になっている日本国憲法とその憲法を実現するための行政法に魅せられ、学位を取得するに至った。ここで得た「知」を看護にどう活かすのかが、次なる課題であった。

1990年代、これまで法学を学んできた看護職も、その「知」を活かせる場面が訪れた。インフォームド・コンセント、患者の権利等、これまでのパートナーリズムの医療から、患者と医療者と協働する医療への転換で、患者の身近で患者の権利の擁護者となるべく、倫理だけでなくその根拠となる法の学びは必須である。

また医療事故・医療過誤において、看護者も当事者として対処すること、直接的には関与していなくとも事故防止の鍵となることに期待が寄せられている。リスク管理の研究・実務から、裁判例による事故原因・要因の分析、調査がなされている。さらに高度情報化社会に伴う個人情報の取り扱いと秘密保持等もまた、看護職にとって重要な課題である。個人情報保護法の整備に伴い、助産師のみ規定されていた守秘義務（刑法第134条1項）は、看護師・保健師にもおかれることとなった（保健師助産師看護師法<以下、保助看護法>第42条の2）。

加えて、看護職に対する社会的評価も法的に示されるようになってきた。看護者に対する国民の義務（看護師等人材確保促進に関する法律第7条）はもちろんのこと、なによりも医療法において、看護師は医師と並列で医療の担い手と明記され、専門職であることが法的に承認された意味は大きい（医療法第1条の2）。看護師の自律的判断による業務拡大を認めていこうとする議論において「高度実践看護師」は新たな職種として承認されるに至らなかったが、高度専門的医療の急速な発展のなか、また多死社会に突入する日本でも必要とされる日も来るであろう。

そしてフォレンジック看護である。法と看護が交わる領域での看護実践と称するフォレンジック看護は、法の「知」を活かす新たな看護を感じさせられるものであり、その存在は、法文上、読み取れるものである。

保健師助産師看護師法は、その目的を、「保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図る」（保助看護法第1条）とする。公衆衛生は、個人衛生の原理に基づく衛生教育、疾病の早期診断と予防的治療のための医療及び看護の組織化、さらに地域社会のすべての住民が健康を保持するにたる生活水準を保障するような社会機構の発展を目指して行われる地域社会の努力を通じて、疾病を予防し、生命を延長し、健康と人間的能率の増進を

図る科学であり、技術（WHO 定義より）であるとする、事故・事件に巻き込まれ生命・健康被害を受けた対象のケアには、看護の知識と技術を用いて得られた事故・事件の予防・防止に寄与する情報を見つけ、適切なものと情報を共有していくことが含まれる。その情報は、個人情報のなかでも慎重な取り扱いを要する機微情報であり、また共有する情報の内容及び範囲について等、関係法令のなかで適切な判断を行わなければならない。

また看護職のなかでも助産師は、死亡を確認することができることが法的に承認されている（同法第 39 条 2 項、40 条、41 条）。医師はその基礎教育で法科学を学び法医学を修得している。しかし、公衆衛生の普及向上を目的とする看護職の基礎教育では、そのごく一部の学修でよしとされている。

そもそも保健師助産師看護師法は、日本国憲法第 25 条により、国が国民の生命・健康を守るために看護を行うよう、一定水準に達していると認められる者に名称と業務独占を認めているものである。業務の過程で、専門職者としてどのように判断し、行動を行うかは、専門職者としての倫理である。日本の看護師が掲げる倫理指針となる「看護者の倫理綱領（2003 年、日本看護協会）」の前文には、看護の目的が記されている。そこには、「生涯を通してその最期まで、その人らしく生を全うできるよう援助を行う」（太字は筆者の強調）とある。手にする免許は、そのための手段であり、その社会的責務を果たすようにとある。ある日、突然、事故・事件に巻き込まれ健康被害を引き起こしている人、違法薬物に限らず法に触れないもの（例えば、薬・酒）によって健康を害した人、自助努力ではどうしても助けを求めた社会からも理解されず生きる力を失いかけている人、皆、看護の対象である。倫理綱領にある「その人らしく」の「その人」はどのような人なのか、全人的に捉えるアセスメントの視点である身体的、心理・精神的、社会的観点から捉える既存の知識に、法科学・法医学の知が加わることで、その人を見つけることができ、適切な看護実践が行えるかもしれない。海外でのフォレンジック看護実践はその成果を証明しており、日本でも検討・実践する意義はあると思われる。

法は、枠である。法を厳格に解して、何もできないのではなく、法の枠の範囲を見極め、できうる実践を見だし、そこでの成果を示していく。それが、当学会の使命であり、学術集会の責務であろう。

さて、第 4 回フォレンジック看護学会学術集会大会長を務めさせていただいて、はや半年が過ぎようとしており、桜満開の春を迎えている。

大会テーマとした「災害におけるフォレンジック看護実践の可能性」に答えを出すことができただろうかと自問する日々である。今年、東日本大震災から 7 年を迎えてはいるが、復興は道半ばであり、今も厳しい生活を強いられておられる方々も多くいるとのこと。そして未だ癒やすことのできないトラウマに苦悩しておられる方も忘れてはいけない。

大会の地である福岡は、同じ九州で熊本震災、そして大会前の 6 月には豪雨災害が発生し、多くの被害と尊い命が失われた。今後も起こりうる自然が引き起こす脅威に、我々がしうることは防止対策に最先端技術を用いて情報を収集し、予測を立て、英知を尽くして可能な限り防止対策を講じること。これが自然へのせめてもの抵抗になるだろう。

いのちがあれば、被害が大きくとも再生し人生を立て直していくこともまた抵抗の1つかもしれない。しかし、それは1人でできるものではない。皆で支え合う基盤とともに、身体を癒やし、心を回復させる支援が求められる。災害看護である。そこにフォレンジック看護を導入する意味を考える。これが、今回のテーマ設定であった。

1つは、フォレンジック看護の目的より見いだした課題である。社会生活において生じる悲惨なできごと（病気や疾病を原因とするのではなく）が生み出す苦痛や苦悩が引き起こす健康障害への看護を目的とするのが、フォレンジック看護である。

自然がもたらす被害によって、身体だけでなく、精神を病み、それが自他に対する攻撃や破壊につながる連鎖を断ち切らなければならない。その視点で、今まで捉えられていない（いなかった）対象を見つけ出し、生命・健康被害から救済する、また知り得た健康情報を活用し対象が被害事実を証明する際の擁護者となる、さらに被害の原因・要因を科学的分析し防止対策に寄与することである。

もう1つは、死者へのケアである。看護の対象である人、その人を全人的に捉えること。これは看護の核である。フォレンジック看護は、対象の生死に関わらないと明確に述べられている。災害だけではない、死は誰にも必ず訪れる。死が人の生命の終わりであれば、最後にその人らしく死が迎えられよう、そしてそのことが確認・実施される看護もある。災害や事件・事故に巻き込まれ、無念な最後を迎えた方であれば、その原因を探り、ご遺体を修復し残された遺族への心の再生へ導くことも看護であろう。災害だけでなく、多死社会を迎えた日本では、死の看護は、看取りのケアだけでなく、死後のケアも含んでいくことになるであろう。

このような観点から、今大会では、法医学教育と看護学との連携をはかり、震災での救援・看護実践を体験された方々にご登壇いただき、貴重な講話と助言をいただくことができた。これを基にテーマの意図と内容を検討する準備はできたと自負している。

また、特別研修として、同時期に発せられた「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定に係る委員会委員長である東海大法医学大澤賢樹教授より、ガイドラインについてご教示いただいた。

さらに、アメリカより、フォレンジック看護のパイオニアである Virginia A. Lynch 先生、国際フォレンジック看護協会（IAFN）から Sally J. Laskey 氏をお招きすることができたことも特記しておきたい。アメリカにおいてもフォレンジック看護が認められるには、多くの困難があったとされる。それでもその意義が理解され急速に世界的に拡大していったのは、Lynch 先生の活躍に他ならない。秘訣を問う我々に一言、「パッション！」と答えてくださった。講演だけでなくその生き方からも多大な学びと深い感銘を与えて下さった。

Sally 氏もまた、発展を続ける IAFN の進むべき道を示す方であり、そのなかで日本のフォレンジック看護への助言と課題を示して下さった。

大会を終え、改めて皆様に感謝と御礼を申し上げたい。与えて下さった知と力に応えるべく、日本でのフォレンジック看護の実践と発展を目指していきたい。